

HOW TO

093-582-2595

北九州市建築都市局総務部都市景観課

- Q1 小倉都心地区夜間景観の魅力向上って？
- Q2 ライトアップしたいが、どこに相談したらいいの？
- Q3 設計・工事はどこにお願いしたらいいの？
- Q4 照明などの整備費用はどれくらいかかるの？
- Q5 ライトアップに関する助成制度はありますか？

A1 小倉都心地区夜間景観の魅力向上とは

市民や事業者、行政等が一体となり魅力的な夜間景観づくりに取り組むため「小倉都心地区夜間景観ガイドライン(H29.10)」を策定し、あかりによるまちの魅力づくりを推進しています。ガイドラインは市HPに掲載中。



A3 設計・工事業者への依頼

一般に、所有施設の設計又は施工を行った業者や、修繕等を行う管理会社に相談、依頼するケースが考えられます。施工会社等が不明の場合や、改めて検討される場合は、市役所都市景観課にて電気等の業界団体の窓口、連絡先をご紹介します。

A2 相談窓口

ライトアップの手法や企画、設計から工事までの流れなど、ガイドラインの内容については、市役所都市景観課にお問合せ下さい。また、景観アドバイザーへの相談(無料)も可能ですのでご利用下さい。

A4 照明などの整備費用

建築物の外壁等に新たに照明を設置する場合、規模や照明の設置数により費用は様々ですが、市の試算モデルケースでは、個店十数万円～、オフィスビル百数十万円～との試算もあります。近隣の建物等が共同設置した場合やLED化によりコストダウンが可能となる場合もあります。

A5 助成制度について

直接的にライトアップの支援を目的とした補助制度ではありませんが、照明設備関連補助制度(参考)をご紹介します。詳細については所管課にお問合せ下さい。

参考

◆次世代エネルギー設備導入促進事業 (環境局地域エネルギー推進課 582-2238)

対象：消費エネルギーの見える化を図る機器類の導入及びLED照明などの省エネ設備設置費等の一部
※省エネ設備の新設は対象外となっています。

参考 共同施設等の設置等の促進を図ることを目的とした商店街・市場等への支援。

◆中小企業団体共同施設等設置補助 (産業経済局商業・サービス産業政策課 582-2050)

対象：商店街・市場等が省エネ型の照明設備や街路灯などを設置する場合の設置費の一部(上限額あり)

参考 犯罪抑止や交通事故防止を目的とした自治会への支援制度もあります。

◆防犯灯の補助 (各区役所コミュニティ支援課)

対象：自治会が防犯灯を設置する場合の設置費の一部(上限額あり)